

プライマリーがお届けする

# 不動産相談フェア

キャンペーン期間

7月1日 日 → 9月30日 日

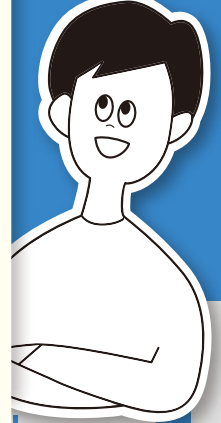
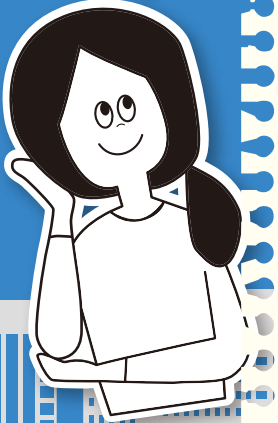
とりあえず  
賃貸?

やっぱり  
売買?

## 不動産のことでお困りではありませんか?

- ✓ 自宅を売りたいけど、どうすれば?
- ✓ 買うのと借りの、どちらがお得?
- ✓ 売るか貸すか迷っています。どうすれば?
- ✓ 今マンションを買い替えたいけど今の家はいくらで売れる?
- ✓ 家も古くなってきたので、リフォームを考えている。

不動産ショップ プライマリーは、賃貸・売却・買替えなどの  
**お悩みを解決致します!**このたび、期間限定にて**特典**をご用意致しました。  
 また、専門家(税理士・司法書士・土地家屋調査士・リフォーム業者等)を  
 交えてのご相談に応じます(予約制)。この機会に是非、ご相談ください!



**特典**

様々な加盟店で使える便利なプリペイドカード

ご相談時に  
QUOカード

2,000円相当 **プレゼント!**



賃貸

**特典**

専任媒介契約締結時

10,000円相当  
の商品券プレゼント!

さらに

今なら管理委託料

最大**2ヶ月分無料!**

※詳しくは裏面をご覧ください

売買

**ご売却  
特典**

100,000円相当  
の商品券プレゼント!

専任媒介契約締結時 50,000円    ご決済時 50,000円

さらに

買換時、弊社仲介でご購入いただくと

ご購入時にかかる  
仲介手数料 **20%割引**

※期間中(2018年7月1日~9月30日)に弊社と不動産売却・賃貸の専任媒介契約または専属専任媒介契約(期間3ヶ月)を新規に締結されたお客様※売買の場合、当社と専任媒介契約を締結して頂き、媒介価格2,000万円以上の物件が対象となります。※賃貸の場合、媒介価格が賃料60,000円以上の物件が対象となります。お一人様1回のみ、1物件につき1回のみ、共有の場合はお一人様のみ、当社規定の仲介手数料をお支払い頂けるお客様。物件の所在地、価格などによりご依頼いただけない場合がございます。

お電話 ☎ 0120-840-302 定休日 水曜日

メール ▶ primary@sanwa-f.co.jp

賃貸・売買・資産活用のご相談は、

## Primary 三和通産株式会社

プライマリー。

大阪府知事(13)14234号  
 (社)大阪府宅地建物取引業協会会員  
 関西不動産情報センター会員

QRコードからの  
お問い合わせは  
コチラ



〒530-0041 大阪市北区天神橋3丁目2番8号 TEL.06-6135-0039 FAX.06-6135-0339 <http://www.sanwa-f.co.jp>

# 分譲マンション 貸しませんか？

## 賃貸で賢く収入アップ

転勤

買替

引越

相談・見積もり無料!!

まずは  
お電話を!

- ✓ これから賃貸経営をしようと思っている
- ✓ すでに賃貸経営をしているが、入居者とのやりとりが大変
- ✓ 今任せている管理会社から切替えたい

このようなお悩みでお困りの方へ!

今なら当社と管理委託契約を締結いただくと

管理委託料

# 最大2ヶ月分無料!

※契約開始月の日割分とその翌月分の適用です。

### 管理委託契約とは?

ご所有の物件の管理業務委託について、貸主様と不動産会社との間で締結する契約です。貸主様は賃貸経営を行う上で必要となる借主様の入居から退去までの一連の業務を不動産会社に一任することができます。当社では、月額賃料・管理費を合わせた金額の5%(税別)を毎月の管理料として頂戴し、下記の管理業務を行っております。

### ▶ 賃貸業務内容

#### 1 月額賃料等の不払いについての督促

当社にて月々の賃料の集金管理業務を行います。翌月分を当月末までに回収し、当月の10日前後に貸主様の口座にお振込みさせていただきます。家賃の滞納があった場合、入居者様への支払い督促を代行致します。

#### 2 苦情処理の受付窓口

設備の故障・トラブルなど、入居者様からの連絡があったときには迅速にご対応・ご報告させていただきます。

#### 3 修理・修繕の助言取次手配

お部屋のクリーニング・設備修理等について、弊社提携の専門業者を手配し最善のご提案をさせていただきます。

#### 4 賃貸借契約解除の受付

入居者様が解約されるときに窓口業務を行います。

#### 5 明渡しの立会いルームチェック

入居者様の退去時の立会いを行い、お部屋の状況などの確認・ご報告をさせていただきます。

#### 6 賃貸借契約に伴う解約精算業務

原状回復費用・契約時の未収家賃など、解約時に入居者負担となる金銭が発生した場合、入居者様への請求通知を行います。

まずは、ご相談ください!! (相談無料) ☎ 0120-840-302

(定休日/水曜日)